

新型コロナウイルス感染拡大に伴う基本的対処方針について

(対象期間 2021年4月1日～当面)

令和3年4月1日

茨城県立中央看護専門学校

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)」(令和3年3月1日付文科省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)を受けて、引き続き、感染拡大を防止するための対策の徹底と、学生の学習機会の確保の両立に取り組んでまいりたいと思います。以下、対処方針を示します。

さらに、学生や教職員の皆様の健康と安全を確保するためには、ひとりひとりが予防行動をとることを自覚し、感染対策を徹底することが不可欠です。皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、対処方針を更新する場合にはあらためて通知します。

記

- 1 茨城県知事の要請(コロナ対策指針)に準じた対応を行います。
- 2 令和3年度行事は、3つの密を回避するため、方法の変更や縮小した対応で行います。
- 3 授業、演習、実習等は、毎日の健康チェック、マスク着用、手洗いや手指消毒、環境衛生等の感染予防に厳重かつ十分留意したうえで実施します。
- 4 日常生活において、不特定多数が集まるイベント、複数人での食事等3密になるような機会は自粛して下さい。並びに、不要不急の外出は自粛して下さい。
- 5 「新しい生活様式」を踏まえた行動を心がけ、感染リスクが高まる「5つの場面」を回避して下さい。
- 6 アルバイトは原則禁止としますが、経済的な理由がある場合、アルバイトの必要性を検討し対応します。
- 7 特に実習開始日の前後2週間の不要不急の外出は自粛して下さい。(実習対処方針も参照)
- 8 県外への移動については、不要不急の他県への移動を避けるとともに、やむを得ず、県をまたぐ移動をする場合には、訪問先の都道府県が発信している最新情報を確認し要請に沿った行動をとるほか、感染対策を徹底すること
また、県外の方との濃厚接触を避けるとともに、県外に滞在する家族が帰省する場合には、帰省後1週間程度は家庭内においても感染予防対策を徹底すること
- 9 教職員や学生が感染した場合、感染者の症状や行動履歴、地域の感染状況を総合的に考慮して、学校医や関係機関と連携し、①全部または一部の臨時休業、②感染者との濃厚接触者の出席停止等を判断していきます。

以上